

熊本市環境基本条例改正（案）について

R3.5.18 熊本市環境政策課 作成

熊本市環境基本条例の改正については、委員の皆様からの多岐にわたるご議論を踏まえ、第3回環境審議会（令和3年3月31日開催）において、答申の取りまとめに向けたご審議をいただきました。

一方、市内部においては、審議会でのご議論を基に、改正案策定に向けた協議を進めているところです。

このような中、第3回審議会でお示しした案について、以下の2点の再整理が必要となりました。

これらの点について、改めて委員の皆様からのご意見を賜り、答申（最終案）を取りまとめたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 市民等の参画及び協働（第4条、第5条、第10条関係）について

（第3回環境審議会時点）

○市民、民間団体及び事業者等並びに行政が、これまでよりも積極的に環境問題に取り組むという趣旨を条例に盛り込みたい。

○そこで、以下の改正を行う。

- ・「市民等の参画及び協働」に関する新たな条文を追加（第10条）
- ・現行条文（第4条（事業者の責務）及び第5条（市民等の責務））の「協力しなければならない」を「参画し、協働する責務を有する」に見直す



（再整理案）

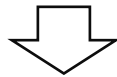
○本市には「熊本市市民参画と協働の推進条例」があり、環境分野の施策を含む市の全ての取組において、同条例に基づき参画と協働を実施することとなっていることから、改めて個別条例に規定する必要はない。

○しかしながら、「参画と協働」は、市民等が環境問題に積極的に取り組むために重要な概念であることから、環境基本条例の基本理念を示す前文において理念的に追記することとする。なお、第4条及び第5条は現行どおりとする。

2 指導等（現行第8条）について

（第3回環境審議会時点）

- 熊本市による行政指導は、ほとんどが個別の法令等（法律や条例等）の根拠がある行政指導であり、かつ網羅的に行われている。
- 環境基本条例で行政指導の条文を置かなくとも、現状として「良好な環境」に関する行政指導を行う個別の法令等の体制がある程度整備されていることから、環境基本条例に行政指導の根拠条文を置く意義はない。
- そこで、以下の改正を行う。
 - ・指導等に関する現行条文（第8条）を削除



（再整理案）

- 現在、本市の行政指導の根拠規定は、個別の法令等において、「ほとんど」、「ある程度」整備されているものの、将来、個別の法令等では対応できない環境課題（※1）が生じた場合に備える必要がある。
- また、制定当時の行政指導の法整備が十分でない時代において、良好な環境を保持するため行政指導の根拠となる条文を設けたという当時の趣旨を継承することの意義は大きい。
- 加えて、行政指導に関する統一的ルールである「熊本市行政手続条例」（※2）の制定時、行政指導の規定の見直しを行わなかったことの趣旨（同条例第30条第2項におけるただし書との整合）を尊重する必要がある。
- これらのことから、指導等を規定した現行第8条の削除は行わない。

(※ 1) 個別の法令等では対応できない環境課題の例

【環境影響評価制度の対象とならない事業への対応】

(現状)

- ・ 高速道路や新幹線、廃棄物処理施設等の大規模な開発事業については、「環境影響評価法」及び「熊本県環境影響評価条例」に基づき、事業者が環境影響評価を実施し、市は関係市長として、環境保全の見地から意見を述べるができる。
- ・ 環境影響評価の対象事業及びその規模は、法又は条例にて定められており、本市も、環境基本条例で環境影響評価にかかる条文を新設するとともに、今後、独自制度を導入予定。

(課題)

- ・ 環境影響評価対象外の事業は規制がかからないことから、環境配慮は事業者の自主的な取組に委ねられている。この結果、例えば太陽光発電事業がもたらす環境影響について、市民からご意見（苦情）が寄せられている状況。
- ・ しかしながら、対象外の事業であっても環境に配慮すべき事業があると考えており、今後、本市で新たに制度を導入する上でも、場合によっては、事業者に対し、大気環境等の環境配慮、あるいは近隣住民との調和を求める等、必要な指導を行うケースが出てくる可能性があり、事業者への指導にあたり何らかの根拠が必要。

(※ 2) 熊本市行政手続条例（抜粋）

（行政指導の一般原則）

第 30 条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、行政指導の事実その他当該条例で定める事項を公表する場合は、この限りでない。

条例新旧対照表（令和２年度第３回環境審議会からの変更内容）

令和３年度第１回環境審議会時点（５．２１）	令和２年度第３回環境審議会時点（３．３１）	現行
前文 （前略） 私たち熊本市民は、・・・ <u>参画と協働の下、</u> 市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。	前文 （前略） 私たち熊本市民は、・・・ <u> </u> 市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。	前文 （前略） ここにわれらは、・・・ <u> </u> 市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。
（事業者の責務） 第４条　事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に <u>協力しなければならない</u> 。 （後略）	（事業者の責務） 第４条　事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に <u>参画し、協働する責務を有する</u> 。 （後略）	（事業者の責務） 第４条　事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に <u>協力しなければならない</u> 。 （後略）
（市民等の責務） 第５条　市民 <u>並びに本市の区域内で活動する個人及び団体（以下「市民等」という。）</u> は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に <u>協力しなければならない</u> 。	（市民等の責務） 第５条　市民 <u>並びに本市の区域内で活動する個人及び団体（以下「市民等」という。）</u> は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に <u>参画し、協働する責務を有する</u> 。	（市民等の責務） 第５条　市民 <u> </u> は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に <u>協力しなければならない</u> 。

令和３年度第１回環境審議会時点（５. 21）	令和２年度第３回環境審議会時点（３. 31）	現行
<u>【削除】</u>	<u>第１０条（市民等の参画及び協働）</u> <u>市は、良好な環境の確保に関する施策を効果的に推進するため、市民等並びに事業者の参画及び協働に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
<u>第１１条（指導等）</u> <u>市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</u>	<u>【削除】</u>	<u>第８条（指導等）</u> <u>市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</u>
<u>２ 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</u>		<u>２ 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</u>